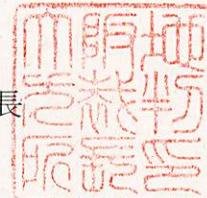


大阪地裁総第1462号

令和6年11月25日

山中理司様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

5月1日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、
下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪民事実務研究会の開催日程及び開催テーマが書いてある文書（令和元年度
以降の分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載さ
れた日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出を
することができます。

(担当) 総務課 電話06(6363)1281 (内線4122)